対象被災者	対象期限
［略］	
令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和二年十二月三十一日
令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年六月三十日

［2　略］

対象被災者	対象期限
［同上］	
令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和二年十二月三十一日

［2　同上］

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）